

島原市教育委員会

議 案 集

第65号議案 教育委員会職員の懲戒処分について

第66号議案 議会に議決を経るべき議案について

平成26年12月22日 臨時会

第66号議案

議会に議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

- 1 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 別紙1のとおり

平成26年12月22日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により教育委員会の決定を得る必要があるため、この議案を提出する。

第 号議案

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与等に関する条例（昭和61年島原市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 前項の規定にかかわらず、平成27年1月1日から同年1月31日までの間における教育長の給料の月額、第3条に定める額から当該額の100分の15に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年12月 日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

教育長の給料を減額するため、この条例を改正しようとするものである。

教育長の給与等に関する条例の改正する条例の案（案） 新旧対照表

改正案	現行	解説及び資料
<p>附則 1から3まで 略 (給料に関する特例措置)</p> <p>4 平成25年4月1日から平成28年12月17日までの間における教育長の給料の月額、第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額の100分の5に相当する額を減じて得た額とする。</p>	<p>附則 1から3まで 略 (給料に関する特例措置)</p> <p>4 平成25年4月1日から平成28年12月17日までの間における教育長の給料の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額の100分の5に相当する額を減じて得た額とする。</p>	
<p>5 前項の規定にかかわらず、平成27年1月1日から同年1月31日までの間における教育長の給料の月額は、第3条に定める額から当該額の100分の15に相当する額を減じて得た額とする。</p>	<p>【附則第5項の追加】 教育長の給料の月額を平成27年1月1日から同年1月31日までの間、100分の15減額するもの。</p>	

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則(抜粋)
(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第2項に基き、島原市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。